

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 建築住宅課

法令名	建築基準法			法令番号	昭和25年法律第201号				
手続名	高さ制限の例外許可			根拠条項	法第55条第4項第2号				
審査基準	<p>○建築基準法第55条</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>二 学校その他の建築物であつて、その用途によってやむを得ないと認めて特定行政庁が許可したもの</p> <p>○「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和62年12月3日住指発396号、住街発110号）</p> <p>○佐賀県建築審査会包括同意基準（平成8年3月13日）</p> <p>※建築審査会の同意が必要。</p>								
	受付機関	土木事務所	処理機関	建築住宅課	交付機関	土木事務所	標準処理期間	90 日	目次
						標準経由期間	日	No.	